新

§ 1 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に係る審査基準

 $1 \sim 5$ (略)

6 開発許可の基準

(1) · (2) (略)

(3) 排水施設

ア 開発区域内の下水の排出

(ア) ~ (エ) (略)

〔別表:雨量強度式(タルボット式)〕

		Т	
適用地域	10年確率 (排水施設)	30年確率 (調整池容量)	100年確率 (余水吐)
(福岡農林事務所管內全域) 福岡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、 大野城市、宗像市、糸島市、古賀市、 福津市、那珂川市、糟屋郡	5 8 8 0 t + 3 6	$ \begin{array}{r} 7531 \\ \hline t+42 \end{array} $	$\frac{9517}{t+49}$
(八幡農林事務所管内) 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、 戸畑区 (行橋農林事務所管内全域) 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	5 4 9 4 t + 3 4	6752 t+37	8 1 6 1 t + 4 1
(八幡農林事務所管内) 北九州市八幡東区、八幡西区、若松区、 中間市、遠賀郡 (飯塚農林事務所管内全域) 飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、 宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡	6298 t+37	7 8 5 0 t + 4 2	9712 t+48
(朝倉農林事務所管内全域) 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、 朝倉郡、三井郡 (筑後農林事務所管内全域) 大牟田市、八女市、柳川市、筑後市、 大川市、みやま市、八女郡、三潴郡	7 0 3 3 t + 4 1	8 4 8 4 t + 4 6	9 9 8 3 t + 4 9

イ・ウ (略)

 $(4) \sim (15)$ (略)

7 市街化調整区域における開発許可の基準(立地基準) (略)

§ 2~§ 9 (略)

§ 1 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に係る審査基準

旧

 $1 \sim 5$ (略)

6 開発許可の基準

(1) · (2) (略)

(3) 排水施設

ア 開発区域内の下水の排出

(ア)~(エ) (略)

〔別表:雨量強度式(タルボット式)〕

		1	
適用地域	10年確率 (排水施設)	30年確率 (調整池容量)	100年確率 (余水吐)
(福岡農林事務所管內全域) 福岡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、 大野城市、宗像市、糸島市、古賀市、 福津市、那珂川市、糟屋郡	6 5 4 8 t + 4 2	8228 t+47	10306 <u>t+54</u>
(八幡農林事務所管內) 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、 戸畑区 (行橋農林事務所管內全域) 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	4 5 4 1 t + 2 8	5 2 6 9 t + 2 9	6088 <u>t+31</u>
(八幡農林事務所管内) 北九州市八幡東区、八幡西区、若松区、 中間市、遠賀郡 (飯塚農林事務所管內全域) 飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、 宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡	6350 t+38	7 6 1 0 t + 4 0	8 9 6 6 t + 4 2
(朝倉農林事務所管内全域) 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、 朝倉郡、三井郡 (筑後農林事務所管内全域) 大牟田市、八女市、柳川市、筑後市、 大川市、みやま市、八女郡、三潴郡	5743 t+34	6840 t+38	8038 t+42

イ・ウ (略)

 $(4) \sim (15)$ (略)

7 市街化調整区域における開発許可の基準(立地基準) (略)

§ 2~§ 9 (略)

- 1 -